

伊 勢 市 公 報

第 74 号
平成 20 年 12 月 5 日
金 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	6
○ 伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則及び伊勢市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	8
農業委員会規則	
○ 伊勢市農業委員会総会会議規則及び伊勢市農業委員会部会会議規則の一部を改正する規則	10
告 示	
○ 市議会定例会の招集について	12
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	13
選挙管理委員会告示	
○ 伊勢市農業委員会委員選挙関係 ・ 当選人の住所及び氏名について	14
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	16
公 告	
○ 農用地利用集積計画の策定について	17
○ 犬の抑留について	18

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 11 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 38 号

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市市税条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 条例第 51 条第 1 項第 4 号に該当する場合の項中「民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定によって設立された公益法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改め、同表条例第 51 条第 1 項第 5 号に該当

「

する場合の項中	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成 6 年法律第 106 号)第 8 条に規定する法人である政党又は政治団体で、かつ、収益事業を行なわないもの	当該者が納付すべき当該年度分の税額のうち、当該収益事業を行なわない期間中に納期の末日の到来する均等割の全額
---------	--	---

を」

「

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体及び政党交付金の交付を受ける政	当該者が納付すべき当該年度分の税額のうち
--	----------------------

<p>党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第8条に規定する法人である政党又は政治団体で、かつ、収益事業を行なわないもの</p>	<p>ち、当該収益事業を行わない期間中に納期の末日の到来する均等割の全額</p>
<p>法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人で公益性が認められ、かつ、収益事業を行わないもの</p>	<p>当該者が納付すべき当該年度分の税額のうち、当該収益事業を行わない期間中に期間の末日の到来する均等割の全額</p>

別表第2条例第71条第1項第2号に該当する場合の項中「民法第34条の公益法人」を「公益社団法人、公益財団法人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の伊勢市市税条例施行規則別表第1及び別表第

2に規定する公益社団法人及び公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

伊勢市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

平成 20 年 11 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 39 号

伊勢市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する
規則

伊勢市公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成 20 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第 1 条中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第 2 条中「社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構」の次に「(平成 18 年 4 月 1 日に社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

附 則

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則及び伊勢市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 11 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 40 号

伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則及び伊勢市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則(平成 18 年伊勢市規則第 15 号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号備考 2 中「「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」」を「「一般社団法人」「一般財団法人」「株式会社」」に改める。

(伊勢市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則(平成 18 年伊勢市規則第 16 号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号備考 2 中「「社団法人」「財団法人」」を「「一般社団法人」「一般財団法人」」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

伊勢市農業委員会総会会議規則及び伊勢市農業委員会部会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 20 年 11 月 17 日

伊勢市農業委員会
会 長 中 川 堯

伊勢市農業委員会規則第 1 号

伊勢市農業委員会総会会議規則及び伊勢市農業委員会部会会議規則
の一部を改正する規則

(伊勢市農業委員会総会会議規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市農業委員会総会会議規則（平成 17 年伊勢市農業委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 1 号を加える。

- (3) その他議長において議場の秩序を保持するために支障があると認められた者

(伊勢市農業委員会部会会議規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市農業委員会部会会議規則（平成 17 年伊勢市農業委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 号を加える。

- (3) その他議長において議場の秩序を保持するために支障があると認められた者

附 則

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 81 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 20 年 11 月 26 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 招集の日時 平成 20 年 12 月 3 日（水） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市教育委員会告示第8号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成20年11月19日

伊勢市教育委員会

委員長 楠田 英子

記

- 1 日 時 平成20年11月26日（水）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第28号 伊勢市生涯学習センターの指定管理者の指定について
 - 議案第29号 伊勢市立図書館の指定管理者の指定について
 - 議案第30号 伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の指定管理者の指定について
 - 議案第31号 伊勢河崎商人館の指定管理者の指定について
 - 議案第32号 伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館の指定管理者の指定について

伊勢市選管告示第66号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第1項の規定により、平成20年11月16日執行の伊勢市農業委員会委員選挙の当選人の報告があったので、同条第2項の規定により下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成20年11月17日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

伊勢市農業委員会委員選挙当選人

別紙当選人一覧表のとおり

伊勢市農業委員会委員選挙当選人一覧表

第1選挙区（定数8人 当選人8人）

住 所	氏 名
省略	山添 久憲
省略	川端 克英
省略	田島 甫
省略	杉浦 勝治
省略	大橋 尚
省略	北川 勝
省略	後藤 好美
省略	岩舩 淺雄

第2選挙区（定数6人 当選人6人）

住 所	氏 名
省略	樋口 耕一
省略	中川 嘉
省略	石谷 源右
省略	中井 忠
省略	久保 勝
省略	森下 利久

第3選挙区（定数8人 当選人8人）

住 所	氏 名
省略	中西 修
省略	廣垣 逸夫
省略	中村 利平治
省略	南端 善平
省略	橋爪 松男
省略	中村 博義
省略	中谷 隆司
省略	川井 増男

第4選挙区（定数8人 当選人8人）

住 所	氏 名
省略	田畑 春雄
省略	金子 峰生
省略	堀井 英男
省略	中川 英一
省略	松家 昇
省略	早川 繁一
省略	山崎 和男
省略	奥野 幸弘

伊勢市上下水道事業告示第 34 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 20 年 11 月 18 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
289	ホリモト設備	多気郡大台町江馬 73 番 地 3	平成 20 年 11 月 11 日

伊勢市公告第 88 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 20 年 11 月 21 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（所有権移転）

所有権を移転する人	所有権の移転を受ける人	所有権移転面積	備 考
1 人	1 人	4,682 m ²	売買

伊勢市公告第 89 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 20 年 11 月 26 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市二見町 松下	雑種	こげ茶	雌	小	91 日以上	青黒のハー ネス

2 抑留した日 平成 20 年 11 月 21 日

3 抑留期限 平成 20 年 12 月 1 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）